

事業主の皆さんへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。
以下、平成25年度の実績をお知らせします。

労災保険料

平成25年度の労災保険料などの収入(約1兆1,492億円(うち保険料収入は7,923億円))は、労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

① 労災保険給付等 (8,469億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなつた場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

平成25年度は、約60万人に新規の療養補償給付や休業補償給付を行うとともに、約22万人に労災年金を支給しました。

具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

※お支払いいただいた労災保険料から、すでに発生した労働災害に対する年金給付を将来にわたって支給するために必要な資金を積み立てています(平成25年度末現在で、約8兆円)。

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,469億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)給付	2,197億円	25.9%
	休業(補償)給付	1,345億円	15.9%
	傷病(補償)年金	397億円	4.7%
障害	障害(補償)一時金	444億円	5.2%
	障害(補償)年金	1,573億円	18.6%
死亡	遺族(補償)一時金	184億円	2.2%
	遺族(補償)年金	2,229億円	26.3%
	葬祭料	23億円	0.3%
その他	介護(補償)給付	68億円	0.8%
	二次健診等給付	9億円	0.1%

② 社会復帰促進等事業 (648億円)

被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。



社会復帰促進等事業については、厚生労働省ホームページ内に事業の詳細を紹介しています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 社会復帰促進等事業の紹介

種類	事業の内容
社会復帰促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき臓損傷などの後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策(アスベスト作業従事離職者の健康診断など)、過重労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払いする事業などを行っています。

③ その他 (841億円)

①・②のほか、労災保険給付や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

④ 翌年度への繰り越し (1,969億円(うち434億円は積立金から充当))

- ※ 労働保険料と併せて納付していただいた「アスベスト健康被害救済法に基づく一般拠出金」(85億円)は、労災保険給付の対象とならない方の石綿(アスベスト)による健康被害の救済給付に使われています。
- ※ 労災保険の遺族(補償)給付の時効は労働者が亡くなった日の翌日から5年です。石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災請求をされていない方には、請求を急ぐよう勧奨をお願いします。

雇用保険料

平成25年度の雇用保険料などの収入(約2兆3,992億円(うち保険料収入は約2兆1,674億円))は、失業等給付費、就職支援法事業、雇用保険二事業など、以下のように使われています。

※ 失業等給付費や就職支援法事業の保険料については、事業主および労働者双方にご負担いただいています。

① 失業等給付 (1兆4,971億円)

①労働者が失業した場合、②労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、③労働者が自ら教育訓練を受けた場合に、生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

平成25年度は、一般求職者給付(いわゆる失業手当)について、新規に約139万人に給付を行いました。

具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

種類	金額	構成比
合計	14,971億円	100.0%
一般求職者給付	8,359億円	55.8%
高年齢求職者給付	428億円	2.9%
短期雇用特例求職者給付	244億円	1.6%
日雇労働求職者給付	84億円	0.6%
就職促進給付	1,247億円	8.3%
教育訓練給付	46億円	0.3%
高年齢雇用継続給付	1,733億円	11.6%
育児休業給付	2,811億円	18.8%
介護休業給付	19億円	0.1%

② 雇用保険二事業 (4,181億円)

雇用保険二事業では失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを図るための事業を行っています(例:雇用調整助成金)。

これにより、失業者が減少し、失業等給付も減少することが期待されます。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の概要
雇用安定事業	雇用維持等のための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。
能力開発事業	在職者や離職者に対する職業訓練の実施、事業主が行う教育訓練への支援などを行っています。

③ 就職支援法事業 (467億円)

就職支援法事業では職業訓練実施機関に対する助成や雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、就職の促進を図ります。

④ その他 (1,203億円)

①から③のほか、雇用保険給付や雇用保険料の徴収を行うために必要な人件費、事務費、雇用保険料の精算返還金などに支出しています。

※ 失業等給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。

※ 失業等給付及び雇用保険二事業については、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付や機動的な雇用対策を講じることができるように剩余金を積み立てています。

平成27年度の労働保険年度更新手続は、6月1日から7月10日までの間にお願いします！



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所